

# 住宅用火災警報器を設置していますか？

## ●なぜ必要か？

住宅火災での死傷者の多くが、夜間の就寝中「逃げ遅れ」によるものであり、早期に火災を発見し、**命**を守る必要があります。

## ●設置義務について

糸島市火災予防条例により、設置が**義務化**されています。  
設置していない方は、**早急に設置を！！**

## ●設置する場所は？

### ①寝室

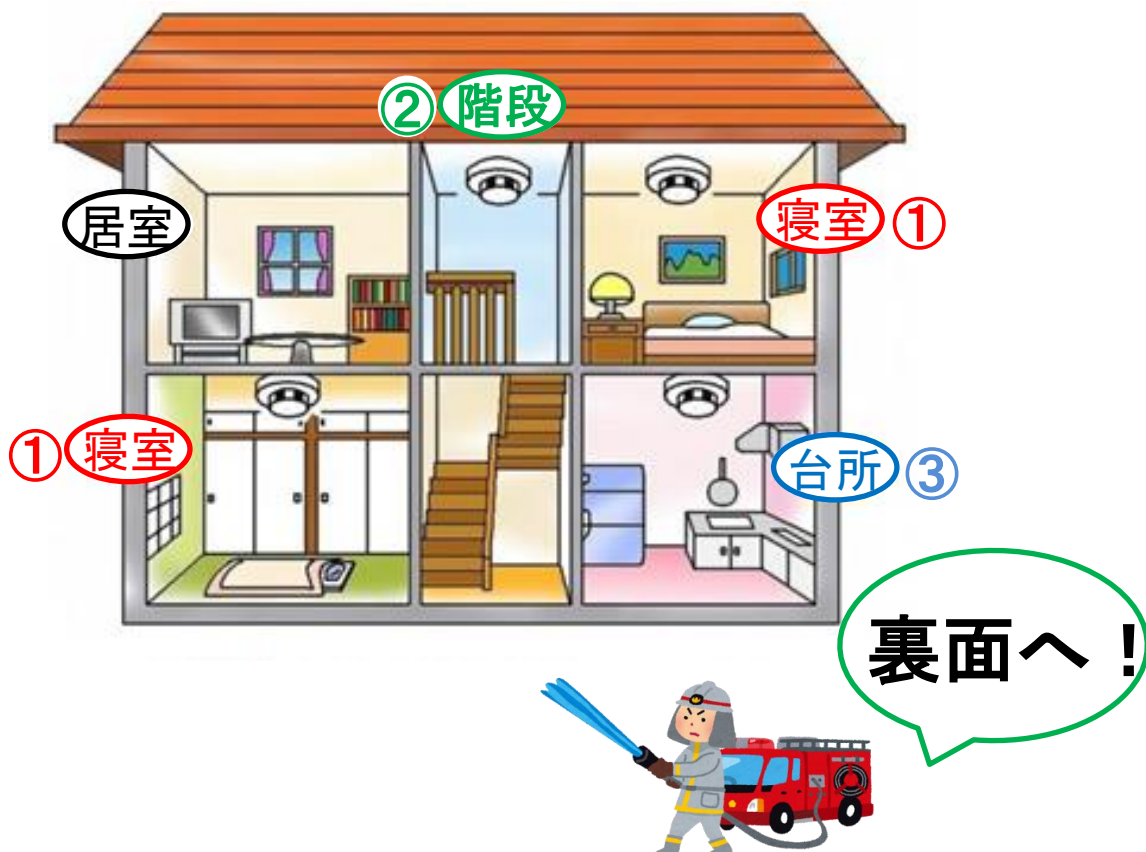
普段、就寝に使用する部屋に設置します。  
(例)主寝室、子供部屋等

### ②階段

寝室がある階の階段の天井または壁部分に取り付けます。

### ③その他

台所への設置義務はありませんが、努めて熱式住宅用火災警報器の設置をおすすめします。



## ●維持管理方法について

設置している方は、下記の方法で**作動確認**を行いましょう！



正常なら作動音がします！  
定期的に作動確認しましょう！



ボタンを押しても(引いても)  
作動しない場合は「電池切れ」か  
「機器の故障」が考えられます！

住宅用火災警報器は電源が切れると作動なくなります。  
「いざ」という時にきちんと働くよう、日頃から作動確認と手入れをして  
おきましょう！

## ●既に設置されている方へ！

**設置**して**10**年以上が経過してませんか？

**10**年経過したものは**新しい**ものに取り替えましょう！

新しいものに取りかえるゴン



## ●どこで購入できるの？

家電量販店、ホームセンター、防災設備取扱店などで購入できます。

## ●お問い合わせ先

糸島市消防本部 予防課 糸島市前原1783番地1

TEL:092-332-8026 FAX:092-324-4514